

訓令等に係る新旧対照表形式の改正について

平成15年8月18日

大臣官房総務課

訓令の改正については、官房総務課作成の「環境省法令事務必携」において、改め文方式による改正のほか、新旧対照表方式による改正も暫定的に認めているところ。

環境省法令事務必携（第三版）（抄）
第5章 省令・告示・訓令の制定手続

1. (3)

訓令は、各大臣、庁の長官等が、所管の諸機関及び職員に対して命令又は示達するために出すもので、職務運営上の基本に関する命令事項や組織細則等を内容とする。法規としての性質を有さず、直接国民を拘束することはない。

（中略）

なお、訓令の一部改正の場合に限り、いわゆる「改め文」方式ではなく、「新旧対照表」方式による改正も認めることとするので、案文作成前に官房総務課に相談すること。

しかしながら、新旧対照表方式による改正についての相談が増加していること、一般的には業務の効率化に資すると考えられることから、今後の訓令改正については、**原則として、新旧対照表方式を採用**することとする。

新旧対照表方式による改正の様式は別添のとおりとするので、今後はこの様式に従って改正案を作成願いたい。

なお、新旧対照表方式の方が改め文方式による改正よりも明らかに作業量が多い場合（例：「環境庁」を「環境省」に改める。）については、業務の効率化の観点から、引き続き改め文方式を使用できることとするが、このような場合に該当するかどうかについては、事前に官房総務課法令担当に相談願いたい。

また、公益法人の定款及び寄附行為の変更についても、従来から新旧対照表方式による改正を認めることについての要望が寄せられていたこと等から、新旧対照表方式による改正を認めることとしたいので、その旨、所管法人に対し御指導願いたい。

なお、当該方式による改正の様式についても、**別添**を参照されたい。